

改正

平成25年3月18日規則第9号

平成25年10月1日横書き施行

平成30年3月26日規則第5号

平成31年3月13日規則第10号

佐倉市建築審査会運営規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐倉市建築審査会条例（平成15年佐倉市条例第49号）第6条の規定により、佐倉市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取等)

**第2条** 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査会の審議する専門的な事項について、専門知識を有する者に意見を求めることができる。

(会議録)

**第3条** 会長は、市職員に会議の概要及び出席者を記載した会議録を調製させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

(会議の公開)

**第4条** 会議は公開とする。ただし、会長又は委員の過半数が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(公印)

**第5条** 会長の公印の名称、様式、寸法、書体、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日規則第9号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第5号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	様式	寸法	書体	管守者	個数
佐倉市建築審査 会会長之印		方21ミリメ ートル	てん書	都市部建築 指導課長	1